

18 部活動運営

1 部活動運営の基本方針

- (1) 学校の管理下において計画・実施する学校の教育活動の一環として運営する。
※ 競技力向上が先ではない。
- (2) 生涯学習（楽しみ）を目指した運営をする。
- (3) 競技力志向者及び楽しみ志向者が共存する運営をする。
- (4) 地域の施設、他校の運動部及び文化部などとの連携を図った運営をする。
- (5) 常に学業との両立・調和に努めるとともに、学校の課題に応じた内容を考慮した運営をする。

2 部活動の目標

本校における部活動の目標は、本庄中学校の教育目標を達成するための教育活動の一つである。部活動における生徒の活動と教師の指導は、本校の学校教育の一環として進められる内容のものである。

- (1) 学年を離れて同じ趣味や関心を持つものが集まり、互いに協力し合って余暇を有効に活用する。
- (2) 民主的なよい社会人となるため心・技・体の調和のとれた人格形成に寄与することを目的とする。
- (3) 心身ともに健康な生活を送るために、生涯を通じて何らかの活動に親しもうとする意欲を育てる。

3 部活動の具体的方針

- (1) 学校教育活動の一環として取り組む。
- (2) 全職員で指導に取り組む。
- (3) 趣味や興味を同一にする者が一緒に活動することにより、人間形成の場とする。

4 部活動の位置づけと運営

本校の部活動は「生徒会活動の一環」として位置づけ、部活動キャプテン会及び部活動顧問会の方針にしたがい、全職員の了解に基づいて運営する。運営の具体的方法や実施方法については、生徒会とキャプテン会がその任にあたる。指導及び部活動実施にともなう問題や課題などは、常に部活動顧問会及び全職員の討議により了解されるものとする。

5 部活動規定

- (1) 部活動の設置
 - ① 年度始めに職員会で審議し、校長が許可する。
 - ② 活動は、顧問もしくは校長の認めた外部指導者の下で行い、原則として生徒のみの活動はできない。
 - ③ 顧問は、年間指導計画及び月活動計画を立てなければならない。
- (2) 部の加入及び退部
 - ① 部活動は希望加入を原則とする。
 - ② 部活動への加入は、一人が1つの部活動への加入を原則とし、複数の部活動への入部は認めない。
期間は1年間とする。活動の更新については妨げない。
 - ③ 部活動の入部・退部は保護者、顧問の承認を必要とし、学級担任及び校長に届ける。
 - ④ 新入生の加入については以下の通りとする。
 - ア 原則として対面式後から4月いっぱいは見学・体験期間とする。「見学体験申請」を携帯して参加する。入部届が提出済みであれば、4月中の活動も認める。
 - イ 健康・安全面等に配慮して、できるだけ基礎運動程度にする。18時までには下校させる。また、4月の体験期間中は所定の用紙を利用して複数の部活動の見学・体験も認める。
 - ウ 選手登録については、入部届が出た後とする。
 - エ 小学生の体験活動は、保険の関係上、原則禁止とする。別途、保険に加入し、活動する際には、該当児童の保護者の承諾書（任意書式）かつ小学校及び本校校長の承認を必要とする。
- (3) 部活動の時間活用
 - ・部活動と勉学の両立や、家事の手伝いなどを意識的に行うために、計画的有効的な時間の活用を勧める。
- (4) 授業日における部活動の活動時間

① 開始時刻～帰りの会終了後、できるだけ速やかに準備をし、活動を始める。
 ② 終了時刻（平日2時間・休日3時間を原則とする。）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
活動終了時刻	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30	17:30
校門通過時刻	17:45	17:45	17:45	17:45	17:45	17:45
備考						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
活動終了時刻	17:30	17:10	17:10	17:10	17:10	17:10
校門通過時刻	17:45	17:25	17:25	17:25	17:25	17:25
備考	中体連まで 6:00終了					

③ 下校時刻～活動終了時刻から15分以内に正門を出る。

④ 活動時間の延長

平日の活動時間の延長や、定期テストによる活動停止期間中の練習については、以下の事項厳守の場合のみ30分から1時間程度の実施を認める。

※学校長の許可を得る ※全職員の了承を得る

※保護者の同意を得る（保護者の送迎が確保されることが望ましい）

なお、**対象となる大会**は、中体連主催の大会・地区や県の代表または、選抜選手・選抜チームとして選考され参加する協会主催の大会・全国大会につながる大会および県大会の3種類とし、その他の大会等では許可・検討しない。

⑤ 部活動の停止期間

定期テスト3日前からは部活動を停止する。ただし、7教科以上の時は5日間とする。停止期間以前の停止については顧問の判断とする。

部活動中止時の大会参加や合宿の参加については、**中体連主催・地区や県の代表につながる協会主催**の大会は参加を認める。但し、これらの大会に参加する際は、事前に管理職に相談し、全職員および関係部活動の保護者全員の了解があつたときのみ許可をする。

⑥ 休養日の設定

休養日については、平日は水曜日をリフレッシュデイ、夏季休業中はリフレッシュウイークとして設定する。休日については、土曜日、日曜日のいずれか1日を休養日として設定する。大会参加に際し、どうしても休日に活動を実施したい場合には、休養日を振り替え、必ずとることとする。

また、家庭の日（第3日曜日）は、大会等特別な場合を除き、休養日とする。

⑦ 使用する施設・用具等について

ア 施設の破損等については、顧問が事務と相談し、整備・購入等をおこなう。なお、授業で使用する施設については、担当教科職員と顧問と相談し、事務と検討する。

イ 部活動で使用するものは、部費で購入し、各部室で管理（音楽部は被服室を使用）する。なお、授業の教科で使用する際には、担当教科職員と顧問と相談し、使用物品等、消耗品や備品として購入することがある。

ウ 生徒の活動時の服装は、部で統一して購入した練習着か体育服とする。個人で購入した大会記念Tシャツ等は着用できない。靴下については、部活動の特性もあるので、個人で購入したものも認める。

エ 更衣について男子は各部室を使用する。女子は更衣室とする。なお、更衣室のカギ当番は、月曜日、火曜日はソフトテニス部（更衣のみで活動は町グラウンド）、木曜日、金曜日はバレー部とし、解錠と施錠を責任もっておこなう。施錠については、16時30分までにおこない、それ以後解錠する場合には、解錠したものが施錠を確実におこなう。

(5) 部活動指導員について

平成29（2017）年に制度化させ、令和2年（2020年）度から、国富町で導入された制度。本校では、女子ソフトテニス部で導入している。外部指導者とは全く性質の異なるものである。

① 指導員の導入について

指導員については、学校から要請を出し、教育委員会が認定（予算が伴う）するものであるので、学校として勝手に導入はできない。

② 指導員の立場

学校教育法施行規則に新たに規定（H29.4）され、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするとされている。部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図こととされている。

顧問の形態としては2つが考えられている。

ア 顧問として単独で活動される形態

イ 部活動指導員と教職員が共同で顧問を務める形態（本校）

③ 指導員の研修について

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこととなっているので、年度当初、連絡会をおこない下記のことについて研修をおこなう。大会等ある際には定期的に連絡を取り研修を実施する。

一研修内容一

ア 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）

イ 学校、各部が抱える課題

ウ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

(6) 外部指導者について

外部指導者の導入については、管理職に相談して導入の検討を始める者とする。なお、部活動でない社会体育活動で大会参加をしている団体については、部活動ではないので、申請を認められない。登録申請については以下に示す。

① 登録申請

ア 年度当初、校長より、地区中体連会長を通じて県中体連会長に申請する。

イ 県中体連評議員会で承認。（4月）5月に研修を受け、資格を有することとなる。

ウ 1つの部活動に対して1名の登録申請ができる。

 a 同一人物が、同じ学校内で2競技以上の登録申請はできない。

 b 同一人物が、複数の学校で、同じ競技または異なる競技での登録申請はできない。ただし、下記の特例は認める。

 ・ 前期・後期に分けての登録申請ができる。（前期=総合大会・九州大会・全国大会 後期=秋季大会）

エ 講習会受講者は県大会ベンチ入り有資格者として認め、認定証を交付する。（3年間有効）

オ 学校から申請のあった外部指導者には、大会の監督会時にベンチ入り許可証を配付する。

カ 有資格者（すでに3か年以内に講習を受けている者）であっても、各学校から地区中体連及び県中体連への外部指導者（ベンチ入り）登録申請は毎年行わなければならない。

(7) 顧問（部活動指導員）不在の場合の部活動

顧問（部活動指導員）が出張・年休等で不在の場合には、原則として中止とする。但し、顧問（部活動指導員）が他の教師に管理を依頼できる場合には、他の部活動と同じように活動できる。外部指導者が指導する場合は、顧問が確実に連絡を取って練習時間や内容を相談したうえで指導してもらう。その場合、校内での活動を基本とする。部活動として、保護者が管理することはできない。

(8) 部活動必要経費

公的部費と保護者会費をもってその費用とする。但し、大会については以下のようにする。

① 中体連主催の大会（地区大会、県大会、九州大会、全国大会）

ア 教師は出張扱いとし、旅費を支給する。

イ 選手の輸送については、顧問の判断による。

② 協会等主催の大会

ア 教師は休日の部活動扱いとし、出張旅費等は支給しない。

イ 選手輸送については、中体連主催の大会に準ずる。

(9) 宿泊を要する大会や合宿や県外遠征などの参加

授業日の参加は認めない。ただし、地区等を勝ち抜くまたは、選抜選手や選抜チームとして選考された場合、事前に管理職に相談し、全職員の了承を得て出場を認める。大会引率計画等の計画書を必ず提出する。

(10) 部活動の下校指導

日常の活動終了及び下校時刻の指導は、下校まで各部の指導者が責任を持って行い、生徒指導部・保健体育部と連携して行う。

(11) 体育館の使用計画

部活動担当者が、計画をつくり、使用顧問が調整する。なお、部活動担当者が体育館使用競技でない場合には、体育館使用顧問に体育館使用計画作成を依頼してもかまわない。

(12) 部活動の安全管理

① 健康・安全面で留意すること

ア 生徒自身に健康・安全について自主的に考え行動させる。

（体調のチェック・検温チェック、自分自身のコントロール）

イ 状況に応じた判断や対応など毎日の活動で習慣づける。

（場所、時間、施設、設備、用具等の整備点検）

ウ 教師間、担任、養護教諭との共通理解をはかり、家庭との連絡も密にする。

エ 安全対策には十分配慮し、事前・事後の処置、緊急時の救済にあたる。またどんな場合でも対応できる体制と心構えを常時備えておく。

② 部活動中に生じた事故は、日本スポーツ振興センターの適用範囲内で救済にあたる。

③ 事故要因の具体例

ア 全員が疲労気味の状態にかかわらず練習を継続した時

イ 活動中にふざけたり、勝手な練習をしたりした時

ウ 勝つことが優先し、練習量が過度になり過ぎて、それに対応しきれなかった時

エ 体調がすぐれなかった時、疲れている時、無理をして活動した時、体が思うように動かない時

オ 練習の成果があらわれずスランプになり、あせりのため無理をしたり、集中力に欠けたりした時

(13) 部活動規定違反があった場合

① 部顧問会を開き必要な処置を講ずる。

② 触法行為があった場合、眉毛をいじった場合、染髪・脱色をした場合、ピアスを開けた場合などについては、中体連規約違反となるので、大会への出場停止が事案となる。出場停止となるかどうかについては、管理職及び生徒指導主事、部顧問と検討する。

③ 違反があった場合には、奉仕活動を3日間おこなう。部活動顧問が見届けをおこなうこと。部全体でおこなうのか個人でおこなうのか、判断が難しい場合は、部顧問会を開き検討する。

6 部活動の精選について

(1) 部活動精選の必要性

ここ数年の生徒数減少に伴い、それまでの部活動数では大会出場はもちろん練習もできない部活動が出てくる状況に陥り、学校として部活動運営に苦慮されることが予想される。そこで生徒数に対して部活動設置数の適合数を考慮しながら、計画的に部活動精選を考えていく必要がある。

(2) 廃部規定

① 廃部対象判断は、地区総合体育大会申込の関係上、その年度、4月末日で判断する。判断については、2年生と1年生の入部希望者の合計が、下表の各競技規定人数に達しない場合には、廃部対象とする。

No.	部活動	規定人数
1	バスケットボール	5
2	バレーボール	6
3	ソフトテニス	4
4	軟式野球	9
5	サッカー	7
6	音楽部	2

② 廃部対象になった部活動の活動について

ア 総合体育大会の参加については複数合同チーム申請が必要になる。

(ア) 相手校を見つけるのは、顧問が行い、両校の校長の承認が必要である。（保護者同士で、交渉するがないようにする。）

(イ) 個人申し込みのできる競技（ソフトテニス、剣道）については、団体戦には参加できないが、個人戦には参加できるため、複数合同チームの申請はしない。

イ 秋季体育大会の参加について

(ア) 複数合同チーム制度を利用して、活動を継続していく。

(イ) 複数合同チーム制度を利用しても、相手チームが見つからない場合には、大会に参加できないことを保護者会等開催し、十分説明し理解と協力をお願いする。

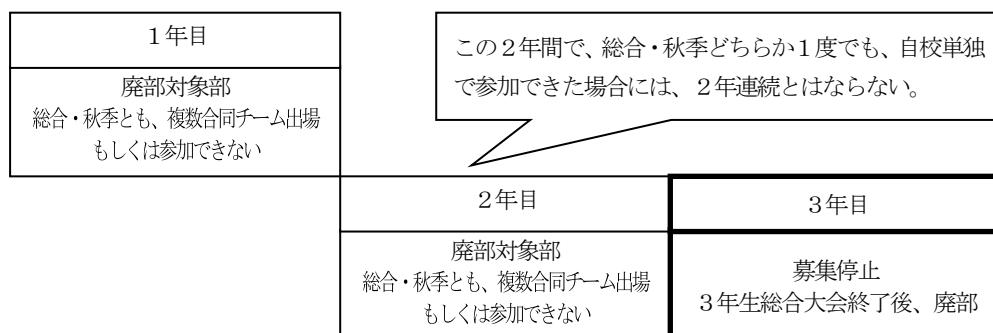
③ 廃部対象が解除または継続される場合

ア 廃部対象となった年度の翌年、1年生の入部者が1名以上おり、なおかつ2年生と1年生の部員が、規定人数に達している場合は、解除される。

イ 廃部対象となった年度の翌年、1年生の入部者が1名以上おり、なおかつ2年生と1年生の部員が、規定人数に達していない場合は、継続される。

④ 廃部対象となった部活動が、「廃部」になる条件

廃部対象となった年度から、2年連続して中体連主催大会に自校単独でのチームが成立しなかった場合、新年度の部員募集を停止する。残っている3年生の総合体育大会終了時点で「廃部」となる。



(3) 部活動の新設等について

部活動の新設や廃部された部活動の復活は、「部活動精選の必要性」から考えて一切認めない。なお、生徒数の増加や部活動制度の見直しなど大きな変化があったときには、新設をしないことについて見直しができるものとする。

7 部活動編成及び顧問名

部活動名	顧問名
軟式野球	山本 健太・池田 美和
サッカー	甲斐田 健
男子ソフトテニス	迫 龍太
女子ソフトテニス	年見 由美子
男子バスケットボール	宮田 年浩・宮本 由宇
女子バスケットボール	宮田 年浩・宮本 由宇
女子バレーボール	後藤 進・田中 秀樹
音楽	小倉 聰実

8 その他

以下の社会体育については、以下の教諭が引率を行う。

バドミントン……丹生 一葉
弓道……内丸 陵子
水泳……田中 さゆり
男子バレー……後藤 由紀
陸上競技……元山 理恵子
新体操……串間 三佳
剣道……宮永 庸子